特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会 専門医制度規則

第1章総則

第1条 本制度は、歯科放射線学の専門的知識と臨床技能を有し、特に画像診断をより深く行う歯科放射線専門医(以下「専門医」という)を育成することにより、歯科放射線医療の発展と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため特定非営利活動法人日本歯科放射線学会(以下「学会」という。)は、専門医・歯科放射線指導医(以下「指導医」という)・歯科放射線研修機関(以下「研修機関」という)を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会等

第3条 専門医・指導医・研修機関等を審査し、認定するために認定委員会を設ける。

第4条 認定委員は、指導医又は認定委員会が認めた会員とする。

第5条 専門医・指導医・研修機関の認定は、認定委員会の審査により判定し、理事会の議 決を経て、総会に報告する。

第6条 認定委員及び認定委員会に関する事項は、別に定める。

第3章 専門医の申請資格

第7条 専門医になろうとする者は申請資格を満たした後に、専門医試験に合格しなければならない。

- 2 専門医は原則として日本歯科医師会の正会員又は準会員であることが望ましい。
- 第8条 専門医試験を受ける者は、次の各号の資格をすべて満足することを要する。
- (1) 日本国の歯科医師の免許を有し、良識ある人格をもつ者
- (2) 学会の正会員として5 年以上継続した者
- (3) 学会認定医の資格を有する者
- (4) 別に定める資格を有する者
- (5) 別に定める診療実績・研修実績・研究実績を有する者

第4章 専門医認定の手続き

第9条 専門医試験を受けようとする者は、別に定める申請書類に所定の申請手数料を添えて、第2章に定める認定委員会に提出しなければならない。

第10条 学会は試験に合格し所定の認定手数料を納付した者に認定証を交付する。

第5章 指導医の申請資格

第 11 条 指導医の申請を行う者は、原則として次の各号の資格をすべて満たすことを要す

る。

- (1) 歯科放射線学に関する深い知識と豊富な経験を有する者
- (2) 研修機関等における研修指導に従事し、専門医の育成を担当する資質を有する者
- (3) 学会専門医資格を有し、専門医の資格取得後3年以上研修機関で常勤歯科医として研修を受けた者
- (4) 10 年以上引き続いて学会会員である者
- (5) 研修機関において、10年以上歯科放射線に関する研修を受けた者
- (6) 別に定める研究実績を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず認定委員会が認めたものは、指導医の申請をすることができる。

第6章 指導医認定の手続き

第 12 条 指導医の認定を受けようとする者は、別に定める申請書類に所定の申請手数料を添えて、第 2 章に定める認定委員会に提出しなければならない。 ただし、申請時に満 60 歳を超えた者は申請手数料を免除することができる.

第 13 条 学会は認定を受け所定の認定料を納付した者に認定証を交付する。 ただし、申請時に満 60 歳を超えた者は申請手数料を免除することができる.

第7章 研修機関の申請資格

第 14 条 研修機関の申請を行う機関は次の各号の資格をすべて満たすことを要する。

- (1) 学会指導医が 1 名以上常勤していること。
- (2) 次章に定める研修カリキュラムを有すること
- (3) 研修機関の具備すべき条件については別に定める。

第8章 研修機関における研修カリキュラム

第 15 条 研修カリキュラムは次の各号に示される目的を十分に含んでいなければならない。

- (1) 歯科領域の画像診断と放射線管理のための医療技能を修得させること
- (2) 歯科医師からの放射線診療に関する質問等に応じて適切な対応と指示を行うことのできる能力を養成賦与すること
- (3) 国民からの歯科領域の放射線診療に関する質問等に応じて適切な対応と指示を行うことのできる能力を養成賦与すること

第 16 条 研修カリキュラムは次の各号に準拠して編成されなければならない。

- (1) 顎口腔領域の疾患の画像診断
- (2) 診断に必要な画像診断機器に関する知識1
- (3) 放射線防護に関する知識と基本的な放射線管理技術
- (4) 顎口腔領域の放射線腫瘍学に関する基本的な知識

第9章 研修機関認定の手続き

第 17 条 研修機関の指定を受けようとする診療科等の長は、別に定める申請書類を認定委員会に申請して認定を受けなければならない。

第10章 研修協力機関

第 18 条 上記の研修は主たる研修機関において行うことを原則とするが、特別な場合に限り、研修協力機関における研修を認めることがある。その場合、主たる研修機関の長は事前に様式 12 により研修協力機関を認定委員会に届け出なければならない。

第11章 専門医・指導医・研修機関の資格の更新

第19条 専門医・指導医・研修機関は、5年ごとにその資格の更新を受けなければならない。ただし、指導医の更新は原則として、専門医の更新と同時期に行うものとし、初回の更新は指導医の資格取得後、最初の専門医更新と同時に行う。

第 20 条 専門医・指導医・研修機関の資格の更新には、別に定める一定の条件を満たすことを必要とする。

第12章 専門医・指導医・研修機関の資格の喪失

第21条 専門医・指導医は次のいずれかの理由により、認定委員会の議を経て、その資格を 喪失する。

- (1) 資格を辞退したとき
- (2) 歯科医師免許を喪失したとき
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき
- (4) 第19条に規定する資格の更新をしなかったとき
- (5) 第20条に規定する資格の更新条件が満たされなかったとき
- (6) 認定委員会で専門医・指導医として不適当と認めたとき

第 22 条 研修機関の認定に関する条件が満たされなくなった場合には、研修機関の指定が取り消される場合がある。

第 13 章 補則

第23条 本規則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。 附則

- 1 この改正は、平成 18年 10月 27 から施行する。
- 2 旧日本歯科放射線学会で認定された認定医,指導医並びに研修機関は,特定非営利活動 法人日本歯科放射線学会発足後もその資格は有効であり,有効期限まで継続される。
- 3 旧日本歯科放射線学会及び特定非営利活動法人日本歯科放射線学会の認定医制度で認定された認定医は、顎口腔放射線専門医とみなす。

附則

- 1 この改正は平成19年5月10日から施行する。
- 2 旧日本歯科放射線学会で認定された認定医,指導医並びに研修機関は,特定非営利活動 法人日本歯科放射線学会発足後もその資格は有効であり,有効期限まで継続される。
- 3 旧日本歯科放射線学会及び特定非営利活動法人日本歯科放射線学会の認定医制度で認定された認定医は、歯科放射線科専門医とみなす。
- 4 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会の専門医制度で認定された顎口腔放射線専門 医は,歯科放射線科専門医とみなす.

附則 この改正は、平成19年10月20日から施行する。

附則 この改正は、平成20年12月1日から施行する.

- 2 本規則施行以前に学会の名誉会員又は終身会員となり、医師免許又は歯科医師免許を有する者は、本人が希望する場合には指導医とする.
- 3 本規則第3章第8条の規定は、平成25年度の申請から適応する.

附則 この改正は、平成22年4月23日から施行する。

特定非営利活動法人日本歯科放射線学会 専門医制度施行細則

第1章総則

第1条 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会専門医制度規則(以下「規則」という)の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この専門医制度細則(以下「細則」という)に従うものとする。

第2章 専門医の認定

第2条 専門医試験を受ける者は、次の各号に定める申請書類に第20条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医申請書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 歯科医師免許の写し
- (4) 研修証明書(様式3)
- (5) 研修カリキュラム履修記録(様式4)
- (6) 歯科放射線に関する業績目録(様式5)
- (7) 上記の業績を証明できる資料
- (8) 診療実績を証明できる資料
- (9) 専門医機構が定める専門医共通研修受講を証明できる資料
- 第3条 専門医試験は下記の項目について認定委員会において合否を判定する。
- (1) 筆記試験

出題ガイドラインの範囲から多肢選択形式の問題が 50 問出題される。その 正答率満点の 70%以上を合格とする。

(2) 実地試験

顎口腔領域疾患 2 症例について読影報告書を作成する。2 名の評価者によって評価 され、その平均点が満点の 70%以上を合格とする。

第4条 専門医試験を受ける者は研修機関で、歯科放射線に関する研修を受けた者で、次の 各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 常勤歯科医として 5 年以上研修を受けた者
- (2) 週1日以上の非常勤歯科医として8年以上研修を受けた者
- (3)他の専門医資格認定団体によって認定された専門医資格を有する者で常勤歯科医として3年以上の研修を受けた者
- (4)他の専門医資格認定団体によって認定された専門医資格を有する者で週1日以上の非 常勤歯科医として5年以上の研修を受けた者
- 第5条 専門医試験を受ける者は、次の診療実績・研修実績・研究実績を必要とする。
- (1) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として行うこと。

(2) 歯科放射線に関連する研究報告を筆頭または共同著者として学術雑誌に3編以上発表すること。

ただし、「歯科放射線」又は「Oral Radiology」 掲載の筆頭著者としての論文を 1 編以上含むものとする。「Oral Radiology」 掲載論文 1 編は 2 編に換算する。

- (3) 画像診断業務に従事し、読影報告書()例以上を作成すること。(口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理を症例数として含めることができる)
- (4) 歯科専門医機構が定める専門医共通研修を 10 単位以上履修することを要する。ただし移行期間の 2022 年申請は 4 単位、2023 年度は 6 単位、2024 年度は 8 単位とする。
- (5) 3号に示した中に,造影・CT・超音波・MRI・RIなどを50例以上含むこと。
- (6) 放射線の物理的性質,人体への影響,安全取り扱いと管理技術,及び関連する法令などの研修を含むこと。
- (7) 口腔領域の放射線治療の適応と治療成績,及び関連する歯科的管理に関する研修を含むこと。

第3章 指導医の認定

第6条 指導医の認定を申請するものは、次の各号に定める申請書類に第20条に示す手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医認定申請書(様式9)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 日本歯科放射線学会 10 年間会員継続証明書
- (4) 業績目録(様式5)
- (5) 在職証明書(様式10)
- (6) 研修証明書 (様式 11)
- (7) 上記の研修・業績を証明できる資料

第7条 指導医の認定を申請する者は次の研究実績を必要とする。

- (1) 歯科放射線に関連する学術発表を、筆頭演者として 10 回以上行うこと。ただし歯科放射線学会学術大会・臨床画像大会・地方会のいずれかでの発表を5回以上含むものとする。
- (2) 歯科放射線に関連する研究報告を、筆頭著者として学術雑誌に 10 編以上発表すること。ただし、「歯科放射線」あるいは「Oral Radiology」 掲載論文を 2 編以上含むものとする。「Oral Radiology」 掲載論文 1 編は 2 編に換算する。

第4章 研修機関の認定

第8条 研修機関は次の各号を満たすものでなければならない。

(1) 歯科用 X 線撮影装置, パノラマ X 線撮影装置, 頭部 X 線規格撮影装置, 歯科用ディジタル X 線画像診断装置については各 1 台, 及び CT 等の画像診断装置について 1 台以

上を有すること

- (2) 読影室及び図書室を有すること
- (3) 歯科放射線に関連する課題について毎月1回以上の教育行事が定期的に行われていること

第9条 研修機関の認定を申請する診療科等の長は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修機関認定申請書(様式6)
- (2) 研修機関内容証明書(様式7)
- (3) 指導医勤務に関する機関の長の証明書(様式8)

第5章 専門医の更新

第10条 専門医の資格の更新には、次の各号の基準を満たさなければならない。

- (1) 別表 1 に示す研修単位を 5 年間に 30 単位以上履修することを要する。 ただし「歯科放射線学会関連学会」または「歯科放射線学会が指定する研修会」への出席を 1 回以上含むこととする。社会貢献の実績(様式 X)がある場合は専門領域研修として単位(5 単位)を加算する。
- (2) 歯科専門医機構が定める専門医共通研修を 5 年間に 10 単位以上履修することを要する。ただし移行期間の 2022 年更新は 6 単位、2023 年度は 8 単位とする。
- (3) 画像診断業務に従事し、5年間に読影報告書()例以上を作成しなければならない。(口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理を症例数として含めることができる)
- (4) 歯科放射線診療に関する診療実績報告書を提出しなければならない。

第 11 条 専門医の資格を更新しようとするものは、資格が消失する日の 3 ヶ月前までに、 次の各号に定める

申請書類に第20条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医更新申請書(様式14)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 研修記録 (様式 13)
- (4) 診療実績報告書(様式16)
- (5) 上記の実績を証明できる資料
- (6) 専門医機構が定める専門医共通研修受講を証明できる資料

第 12 条 過去 5 年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の猶予を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし猶予期間は 2 年間までとする。

第6章 指導医の更新

第 13 条 指導医の資格の更新には、別表 1 に示す研修単位を 5 年間に 30 単位以上履修

することを要する。「歯科放射線学会関連学会」または「歯科放射線学会が指定する研修会」への出席を 1 回以上含むこととする. ただし, 更新申請時に満 60 歳を超える者は更新を必要としない.

第14条 指導医更新申請書(様式15)に第20条に定める手数料を添えて,資格が消失する 日の3ヶ月前までに、認定委員会に提出しなければならない。指導医資格取得後5年に満 たないものは、細則第20条に定める指導医更新手数料を半額とする。

第 15 条 過去 5 年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の猶予を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし猶予期間は 2 年間までとする。

第7章 研修機関の更新等

第16条 研修機関の更新を申請する診療科等の長は、資格が消失する日の3ヶ月前までに、 次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修機関更新申請書(様式17)
- (2) 研修機関内容証明書(様式7)
- (3) 指導医勤務に関する機関の長の証明書(様式8)
- (4) 業績目録(様式7)
- (5) 上記の業績を証明できる資料

第 17 条 研修機関の資格更新には、次号に定める基準を満たさなければならない

- (1) 本学会の主催する学術大会・臨床画像大会・地方会において,研修機関として3 演題以上の発表実績を有すること
- (2) 研修機関として歯科放射線学に関連する 3 編以上の学術論文を発表した実績を有すること。ただし、「歯科放射線」又は「Oral Radiology」の掲載論文 1 編以上を含むこととする。「Oral Radiology」の掲載論文 1 編は 2 編として換算する。

第 18 条 過去 5 年間の実績が、所定の基準に満たない場合は、資格更新の猶予を申し出て、 基準を満たした後に更新の申請をすることができる。ただし猶予期間は 2 年間までとする。 第 19 条 研修機関の指定に関する様式 7 又は様式 8 の内容に異動が生じた場合には、様式 6 及び異動に該当する様式により変更内容を遅滞なく認定委員会に提出しなければならない。

第8章 手数料

第 20 条 本制度の施行に係わる諸手数料は次のように定める。

- (1) 専門医の認定申請手数料 20,000 円
- (2) 専門医認定手数料 30,000 円
- (3) 専門医の更新手数料 20,000 円
- (4) 指導医の認定申請手数料 10,000 円

- (5) 指導医認定手数料 10,000 円
- (6) 指導医の更新手数料 10,000 円

第9章補則

第21条 本細則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この施行細則は、平成18年5月13日から施行する。

附 則 この改正は、平成 18年 10月 27日から施行する。

附 則 この改正は、平成 19年 5月 10 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 19年 10月 20日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年4月23日から施行する。

附 則 この改正は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 この改正は、 平成 28 年 10 月 29 日から施行する。

附 則 この改正は、 令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

附 則 この改正は、 令和4年6月4日から施行する。